

学校いじめ防止対策基本方針

本校いじめ防止基本方針

いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法）
第2条より

嵩の杜学園（松江二中校区）

めざす児童・生徒像

- 豊かな学びを追い求める児童・生徒
- 豊かな心を育もうとする児童・生徒
- たくましく生きようとする児童・生徒

取組の重点

- 学習に真摯に取り組み、自主的に学習を進めることができる力を身につけさせる
- 適切な自己表現をし、他者との良好な関係をつくる力を身につけさせる
- きちんとした自律的な生活をする力を身につけさせる

嵩の杜学園 小中一貫活動内容

- ・ 中学校授業体験
- ・ 嵩の杜あいさつ運動
- ・ メディアコントロールウィーク
- ・ 人間関係スキルトレーニング
- ・ 生徒指導全体計画（連携指導項目）
- ・ 生徒会訪問
- ・ 人権教育指導計画、教材開発
- ・ 授業参観、移行支援会議
- ・ 人権啓発「のぼり」「標語」作成など

家庭との連携

- ・ 人権教育参観日
- ・ 人権教育講演会
- ・ 人権教育研修会
- ・ PTA・人権教育部会
- ・ 学校公開日
- ・ 人権教育だより
- ・ 学校だより
- ・ ホームページ
- ・ 地区PTA など

地域との連携

- ・ 嵩の杜 学園教育推進会議
- ・ 二中校区主任児童委員会
- ・ 二中校区保護司会
- ・ 地区文化祭ボランティア
- ・ 地区体育祭ボランティア
- ・ 学校だより自治会配布
- ・ 校区内での社会体験活動
- ・ ホームページ

「いじめ防止対策委員会」

- 校長 ○教頭 ○主幹教諭
- 生徒指導主事
- 学年主任
- 学年生徒指導主任
- 生徒指導専任
- 養護教諭
- PTA会長
- 青少年育成協議会会長
- スクールカウンセラー(SC)
- 特別支援教育C・SW・SSW

いじめは、人として決して許されない行為です。しかしながら、どの学級でも、どの生徒にも起こりうることから、県・市教育委員会基本方針のもとで、本校学校教育目標の達成を目指し、家庭・地域と一体となって、一過性ではなく、継続していじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組んでいきます。

<学校教育目標>

未来を創造する しなやかで たくましい生徒の育成(R6～)

いじめ未然防止のための取組

いじめ加害者の「不安や葛藤」「劣等感」「欲求不満」などの心理に、「心理的なストレス」「集団内の異質な者への嫌悪感情」「ねたみや嫉妬感情」「遊び感覚やふざけ意識」「被害者になることへの回避感情」などが重なっていじめは起こる。いじめの未然防止は、以下の共通認識を二中教職員が常に意識して取り組む。

「人権教育を基盤に据え、生徒一人一人の自尊感情を育て、自己有用感を増していく」

- 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり
(1)わかりやすい授業と基礎基本の定着・・・授業研究・小集団学習・パワーアップスタディー・マイチャレンジタイム
(2)所属感をはぐくむ学級活動・・・「**こころいきいきプログラム**」
(3)自治力を育てる生徒会活動・・・「体育会、音楽会、ベルマーク活動など」
(4)自己有用感を育てる体験活動・・・「保育実習・社会体験活動など」
- 命や人権を尊重し豊かな心を育てる
(1)人権教育の充実・・・人権 週間・人権作文・生徒会主催の人権集会
(2)道徳教育の充実・・・道徳の時間を中心に学校生活全体で
(3)体験活動の充実・・・職場体験などキャリア教育
(4)特別な支援や配慮を要する生徒理解教育の推進・・・ケース会議など

早期発見

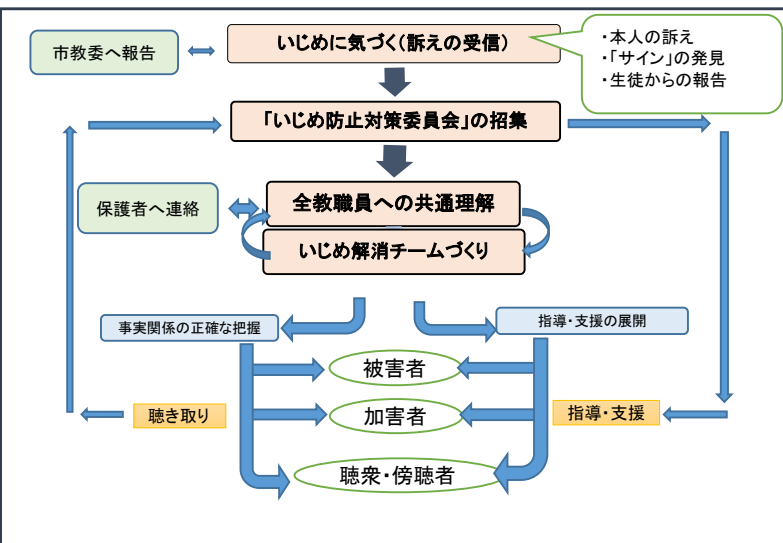
生徒や学級の様子を定期的に把握する

以下のような取組により、いじめを発見した時点で、すぐに対応する。

- 観察法**
健康観察や授業、給食、清掃、休憩、部活動などの時間に複数の教員の目で観察するとともに、日々の「わたしの生活設計」でのやりとりにより、生徒の心情を理解する。
- 面接法**
年2回、「教育相談期間」を設け、生徒一人一人と相談を行う。
- 調査法**
(1)いじめに関する生徒アンケート・・・年間3回
(2)アンケートQU・・・年間2回
- 相談法**
各担任、学年主任、生徒指導担当への相談。また、SC(スクールカウンセラー)を積極的に活用する。

早期対応

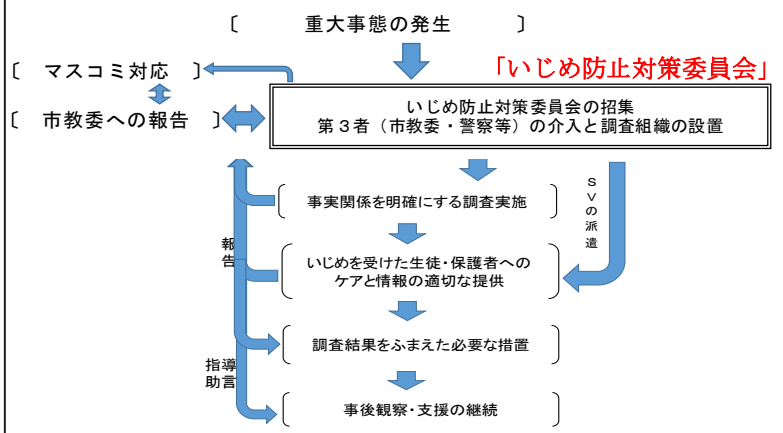
- いじめられた生徒には非はないという認識に立つ。
- 学校全体の問題としてチーム対応により問題の解決を図る。



重大事態への対応

いじめにより、重大事態が発生した場合は、同種の事態の発生防止のため、適切な方法により事実関係を明確にするなど、教育委員会と連携を密にした対応を心がける

- 重大事態とは
- ①児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - 生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合 など
 - ②相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
 - 年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合 など
- ※ 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった時は、学校にその認識がなくても、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。



<めざす生徒像>

- 豊かさ
探究心に富み、豊かな自己表現をし、人の話をよく聞く、自他ともに大切にす生徒
- 正しさ
きまりや時間を守り、差別を許さない、あいさつのできる生徒
- 逞しさ
諸活動に目標を持って、自主的にねばり強く取り組み、自分や自分たちの生活をコントロールできる生徒

<めざす教職員像>

愛情と責任と厳しさをもって、生徒を指導・支援する教職員

学校経営の重点

(1)確かな学力を身につけさせる教育の推進(知)

- ①学力向上(おもしろい授業の実践⇒授業力・指導力の向上)
- ②ICT機器(電子黒板、タブレット等)を活用した指導の工夫・改善
- ③基礎・基本の定着(タブレットドリルを活用した家庭学習の充実)
- ④司書教諭、学校司書を中心とした学校図書館活用教育の充実

(2)自他の生命・人権を尊重する教育の推進(徳)

- ① いじめのない民主的な学級・学校づくり(「いじめ0宣言」の意識化と行動化)
- ② 教職員の研ぎ澄まされた人権感覚と、人権が尊重される学校環境づくり
- ③ 礼儀正しい(言葉遣い、あいさつ、ふるまい)生徒づくり(道徳教育の充実)
- ④ 生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導及び支援(特別支援教育の充実)

(3)心と体の健康をめざす教育の推進(体)

- ① 教育相談体制の充実(⇒アンケートQ・Uの活用、教育相談の工夫、SC等の活用)
- ②活動をととした体力、技能、マナーの向上
- ③栄養教諭を中心とした食育の推進
- ④メディア教育の推進

(4)家庭・地域等と連携した教育の推進(社)

- ① 各種たより(学年、学級、部活動等)、ホームページ等による積極的な情報発信
- ② 「ひと・もの・こと」を活用した特色ある教育の推進(地域の教育財産の活用)
- ③ 地域貢献の心を育む教育の推進(ボランティア活動の推進)
- ④ 学校・家庭・地域の協働による、望ましい生活習慣・学習習慣の確立(小中一貫教育)

【第78期生徒会 スローガン】

一実同心

～ 誰もが居心地のよい一体感のある学校にしよう～

松江二中生徒会 いじめ0(ゼロ)宣言 H30.11～

「いじめをしない・させない・見逃さない」

【校内生徒指導体制】(コーディネート 教頭)

生徒指導委員会

校長・教頭・主幹教諭・学年主任・生徒指導主事・生徒指導専任・学年生指主任・養護教諭・人権教育主任・特別支援教育C・SW・SC・SSW

生徒指導連絡会(週1)

校長・教頭・主幹教諭・学年主任・生徒指導主事・生徒指導専任・学年生指主任・養護教諭・特別支援教育C 13名

- ・ 校内ケース会議(随時)
- ・ サポートチーム会議(随時)
- ・ 人権対策委員会(随時)・生徒支援委員会(随時)
- ・ いじめ問題学校取組振り返りシート(教職員評価)

【教育相談体制】

- ・ 年2回の教育相談週間 ・毎週1回のSC相談日
- ・ 年2回のアンケート ・校内ケース会議
- ・ 相談室・自学室・多目的室の利用 など

【特別支援教育体制】

- ・ 通級指導教室との連携
- ・ 自学室、多目的室等の活用
- ・ 特別支援学級と交流学級 ・WISCなど諸検査
- ・ 特別支援教育委員会(随時)
- ・ 適正就学指導委員会(随時)
- ・ 校内ケース会議 など

【保護者・生徒からの相談窓口】

・ 学級担任(学年主任) ・生徒指導担当・養護教諭

ネットいじめ・トラブルへの対応

【未然防止・早期発見】

- メディア講演会
- 防犯教室
- 啓発活動(随時)
 - ・ 全校集会、保護者会等
 - ・ 学校だより、学年だより等

【対応】～ いじめ防止対策委員会 開催 ～

- 書き込み等の確認
- 書き込み等の削除 → 削除確認
 - ・ 管理人への依頼
 - ・ 警察への相談
 - ・ 法務局への相談
- 市教育委員会への早めの相談・報告
- 該当生徒・保護者への指導